

4月15日
No. 268

人口
男 8,973人
女 9,183人
計 18,156人
世帯数 4,111戸

農業委員会

委員二十名が決まる

任期満了にともなう麻生町農業委員会委員の一般選挙は三月十八日に告示され、十九日午後五時に立候補届け出を締め切りましたが、投票による定数の十六名が届け出をして、無競争当選が決まりました。

(一) 内は年齢た。なおこのほか、町議会から選出委員二名、農業共済組合、農業協同組合からの選出委員各一名が決定しました。新しい委員は次のとおりです。

一般選挙による委員

高須儀兵衛(52)
矢幡衛(53)
高橋正(51)
山野善理(51)
高崎美喜夫(48)
金田金平(55)
高須直規(62)
小倉龍雄(62)

白浜仲野進(61)
新宮今泉源衛(55)
麻生平野一一(57)
神鴨下亀平(69)
田根本善哉(53)
四鹿高寺吉右衛門(52)
毛額賀万寿男(75)
谷口元衛(70)

島並五町田井貝行方
小高麻生小高峰

高須儀兵衛(52)
矢幡衛(53)
高橋正(51)
山野善理(51)
高崎美喜夫(48)
金田金平(55)
高須直規(62)
小倉龍雄(62)

白浜仲野進(61)
新宮今泉源衛(55)
麻生平野一一(57)
神鴨下亀平(69)
田根本善哉(53)
四鹿高寺吉右衛門(52)
毛額賀万寿男(75)
谷口元衛(70)

島並五町田井貝行方
小高麻生小高峰

農業共済組合選出による委員

折笠仲衛門(54)

矢幡

柏葉治男(58)
中原庄一(62)
橋門田

町議会選出による委員

柏葉治男(58)
中原庄一(62)
橋門田

町議会選出による委員

会長代理 大原庄一
農政部会長 高寺吉右衛門
長 柏葉治男 同代理 山野善理
副会長 大原庄一 県農業會議員 高須直規



4月のメモ

1日 麻生町交通安全対策協議会

6日 小学校入学式

7日 中学校入学式

8日 臨時町議会

11日 幼稚園入園式

11日 納税組合長会議

18日 農業委員会総会

20日 消防分団長会議

22日 区長会総会

25日 例月出納検査

28日 天皇誕生日

29日

町内の松林を襲う

マツノザイセンチュウの生態

青く樹勢の旺盛な松が赤く枯れてしまうのは、マツノザイセンチュウによる被害であることが、昭和四十五年に究明されました。昭和四十五年に究明された。マツノザイセンチュウは、雄の体長が〇・六〇・八ミリ(メートル)、雌は〇・七

一・〇ミリ(メートル)くらいのもので、肉眼ではほとんど見えないほど小さなものです。マツノザイセンチュウの一生は、卵→第一期幼虫→第二期幼虫→第三期幼虫→第四期幼虫→成虫の順で、糸状菌などを餌としています。

枯れた松は、マツノザイセンチュウやマツノマダラカミキリの巣となっているので、これを放置すると、予防のためにせっかく薬剤をかけても無意味です。そこで、枯損木には薬剤を散布して、媒介昆虫マツノマダラカミキリの幼虫やさなぎを殺虫しなければなりません。

しかし、マツノマダラカミキリが活動を始める前に、松の枝に薬品を散布して侵入を防げば、松の枯損を予防することができます。小規模の面積、被害の恐れがあるよう

霞ヶ浦と北浦の両湖にはしまれた、水と緑の美しい自然を誇る私たちの町に、今、恐ろしい松くい虫、マツノザイセンチュウが発生し、松を襲っています。その繁殖力は猛威的といえるほど、今後さらに被害は広がっていくことが予想されます。

予防は早めに

枯損木は焼却を

松の樹体内に侵入してしまったマツノザイセンチュウを直接駆除して、衰えた樹勢を回復させる方法は、現在のところありません。

そこで、町では大切な松林を被害から守るため、被害の状況を調査しながら、その対策に取りだしています。

そこで、町では大切な松林

被害から守るため、被害の状況を調査しながら、その対策に取りだしています。

そこで、町では大切な

第一回定例町議会

五十二年度予算など決まる

昭和五十二年第一回定例町議会が、三月十一日から十七日までの会期で開かれ、昭和五十二年度麻生町一般会計予算など十八議案が、原案どおり可決されたほか、請願二件に対する審議のほか、一般質問もおこなわれました。

〔議案第一号〕

監査委員の選任につき同意を求める。監査委員として、大字島並四一九番地の四横瀬文江(明治四十年八月二十七日生)さんを選任し、議会の同意を求めたものです。

〔議案第二号〕

麻生町議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(議案第3号)。

〔議案第三号〕

麻生町特別職の職員で常勤

のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(議案第4号)。

〔議案第四号〕

教育長の給与・勤務時間およびその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(議案第5号)。

〔議案第五号〕

麻生町職員定数条例の一部を改正する条例(議案第6号)。

〔議案第六号〕

麻生町公民館設置管理条例(議案第7号)。

〔議案第七号〕

麻生町営国民宿舎白帆荘利用条例の一部を改正する条例(議案第8号)。

〔議案第八号〕

麻生町立小中学校設置条例の一部を改正する条例(議案第9号)。

〔議案第九号〕

麻生町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(議案第10号)。

〔議案第十号〕

麻生町文化財保護審議会条例(議案第11号)。

〔議案第十一号〕

麻生町文化財保護条例の全部を改正する条例(議案第12号)。

〔議案第十二号〕

麻生町文化財保護審議会条例(議案第13号)。

〔議案第十三号〕

麻生町営国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第14号)。

〔議案第十四号〕

し、必要が生じたため、条例を制定し、四月一日から施行することになりました。なおこれまでの麻生町公民館使用条例は廃止となりました。

〔議案第十五号〕

麻生町文化財保護条例の全部を改正する条例(議案第16号)。

〔議案第十六号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計予算(議案第17号)。

〔議案第十七号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第18号)。

〔議案第十八号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第19号)。

〔議案第十九号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第20号)。

〔議案第二十号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第三号)。

〔議案第三号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第21号)。

〔議案第二十一号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第一号)。

〔議案第一号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第二号)。

〔議案第二号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第三号)。

〔議案第三号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第四号)。

〔議案第四号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第五号)。

〔議案第五号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第六号)。

〔議案第六号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第七号)。

〔議案第七号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第八号)。

〔議案第八号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第九号)。

〔議案第九号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第十号)。

〔議案第十号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第十一号)。

〔議案第十一号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第十二号)。

〔議案第十二号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第十三号)。

〔議案第十三号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第十四号)。

〔議案第十四号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第十五号)。

〔議案第十五号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第十六号)。

〔議案第十六号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第十七号)。

〔議案第十七号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第十八号)。

〔議案第十八号〕

昭和五十二年度麻生町国民健康保険特別会計補正予算(議案第十九号)。

〔議案第十九号〕

昭和五十二年度麻生町国民宿舎白帆荘運営事業会計予算(議案第二十号)。

〔議案第二十号〕

もなつて移転したため、条例の一部を改正したものです。

〔議案第10号〕

麻生町中小企業事業資金融資に対する事業者と、これに関する保証を強力にし、中小企業者の金融の円滑化を図るため条例を制定しました。

〔議案第11号〕

老人福祉センター組合の解散にともなう財産・権利および事務の処分について

〔議案第12号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第13号)。

〔議案第14号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第15号)。

〔議案第16号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第17号)。

〔議案第18号〕

ケ町村公平委員会特別会計予算(議案第19号)。

〔議案第20号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第21号)。

〔議案第22号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第23号)。

〔議案第24号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第25号)。

〔議案第26号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第27号)。

〔議案第28号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第29号)。

〔議案第30号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第31号)。

〔議案第32号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第33号)。

〔議案第34号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第35号)。

〔議案第36号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第37号)。

〔議案第38号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第39号)。

〔議案第40号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第41号)。

〔議案第42号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第43号)。

〔議案第44号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第45号)。

〔議案第46号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第47号)。

〔議案第48号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第49号)。

〔議案第50号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第51号)。

〔議案第52号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第53号)。

〔議案第54号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第55号)。

〔議案第56号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第57号)。

〔議案第58号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第59号)。

〔議案第60号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第61号)。

〔議案第62号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第63号)。

〔議案第64号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第65号)。

〔議案第66号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第67号)。

〔議案第68号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第69号)。

〔議案第70号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第71号)。

〔議案第72号〕

昭和五十二年度麻生町一般会計予算(議案第73号)。

〔議案第74号〕

昭和五十二年度麻生町一般会

および麻生小学校、行方小学校の屋内体育館とブールの建設に取り組むこととし、未整備の教育施設については、年次的に充実を図っていく考えです。

農林水産業については、県補助による畑作高度営農団地育成、家畜ふん尿有効利用、県営は場整備事業、田園都市建設事業等を初めとして、農業の振興を図る考え方です。また、小高漁港の改修についても、県営事業として予算を計上しましたが、町が事業主体となり国庫補助事業として改修を行なうことで国県との話し合いが進められていますので、今後の補正で措置したいと考えています。

生活環境整備のための道路および排水路整備については、小高小学校排水、通学道路と

一般質問

打撲症	裂傷	骨折	眼のけが	ねんざ	計	昭和五十一年度	四六件	十二件	四五件	十五件	九六件
救済の方法	については										
学校安全会	という法律										
て、医師にかかるたけ											
いには、治療費が支給											
いる。けがの程度によ											
り	計	五一件	十二件	二二件	十三件	十二件	二二件	十二件	二二件	二二件	二二件

五十二年度予算で、学校管理責任保険として五万円の掛金をあてている。

二、工事費は地元の一部負担が必要であるか。
三、運営については全部県でするのか。
四、工事中、付近の住民に迷惑のかからないよう充分留意願いたい。

〔町長〕 新聞でご案内のように、青少年の宿泊施設として四百人くらい収容できる県下で一番大きい立派な施設ができるという。いつごろ着工するかということについてまだ県議会で決定を見ていませんが、予算とあわせてそれが決定すれば着工できるであろうと考える。費用については、県と国でもつものであって、地元の負担はもちろ

して非常に格差が大きいよう思う。この是正について伺いたい。

三、大和第二・第三小学校の建設について、どのようにな施策をもつてあるか伺いたい。

四、大和第二小学校の複式教育の予防策があれば伺いたい。

なければならないということが、になつてゐる。三、四年の学年があわせて二十二名になつた場合、複式にしなればならない。この基準に従えば、大和第二小学校は、一、二年生をあわせ二十四名になるので、複式しばらくは少ない人数で個別教育がなされるであろうといえる。複式学級の解消といふことになると、適正な統合あるいは学区の変更といふとも考えなければならない。学区の変更については、困難な問題がある。従つて団地の誘致による人口増加があれば、これは解消できないではないかと考える。

E議員　過般陳情のあつた行方地区の漁港掘削の件について、その後の経過を説明願いたい。

〔町長〕　船が出入するのに非常に困っているというとで掘削の陳情があり、この件、建設省へお願いしたところ、ご期待に添うよう努力しますといふ返事が得られた。さらにお願いして、町でも期間や掘削の方法、運送の方法等、町に迷惑がかからないようについて旨の意見書も提出した状況である。

（経済課長）五町田漁港昨年の十月、漁業家七十五名の方から四ヶ所の陳情があつた。これを建設省へお願ひしたところ、とりあえず五町田漁港と今宿の船入場の二ヶ所について検討しようというところになつたものである。また期間やその他の方法については厳に注意するよう意見書を書いてある。併害のおこらう。いよいよ進めていきたいと申う。

および麻生小学校、行方小学校の屋内体育館とプールの建設に取り組むこととし、未整備の教育施設については、年次的に充実を図っていく考えです。

農林水産業については、県補助による畑作高度営農団地開拓、畜産ふん尿有効利用、育成、家畜ふん尿有効利用、県営は場整備事業、田園都市建設事業等を初めとして、農業の振興を図る考えです。また、小高漁港の改修については、県営事業として予算を計上しましたが、町が事業主体となり国庫補助事業として改修を行なうことで国県との話しが進められていますので、今後の補正で措置したいと考えています。

生活環境整備のための道路および排水路整備については、小高小学校排水、通学道路と

しても重要な小高寺下線の改良工事を起債により実施することとしています。道路新設改良、境川・大川・乙堀川宿下水路等の整備も行なうこととしています。羽黒山公園用地の取得については、総額一億四千百万円となります。このうち三千万円を本年度支出に組み、残りの一億一千五百万元を昭和五十三・五十四年度の二ヶ年にわたる債務負担行為としました。この取得費用については、各年度ごとに二分の一の国庫補助があり、起債も認められています。

○國民健康保険
事業勘定

国民健康保険事業勘定は、六億一千七百八十一万九千四
で、そのうち保険給付費は、五億七千三百六十八万円で、
予算額の九二・八%を占めています。これは昭和五十二年
度中に医療費改訂（六割）の見込額によるものと、その他
福祉医療無料化施策の拡充とともに大きな波及による上昇と考
えられます。そのため国保税についても三千六百九十五万五
千円の増額を余儀なくされ、本年度は二億二千七百五万六
千円を計上しましたが、これ

特別会計

國民健康保険
事業勘定

○國民宿舍白帆社
運営事業会計

○公平委員会

八 麻生町営住宅管理条例の一部を改正する条例

〔町長〕 町当局として
一校案にするか、あるいは
校案、三校案にするかといふ
ことについては決定してい

麻生町公民館 近日完成

竣 工 式 5月25日(水)
利 用 は 6月1日より（申込みは5月
10日より受付けます）
麻生町公民館がまもなく完成します。建物の
概況、利用方法などの詳細については、町報特
集号（5月末に発行予定）でお知らせします。
公民館建設の趣旨をご理解いただき、皆さん
積極的に利用していただけたらうれしいです。



総事業費4,920万円をかけて完成した
行方幼稚園の防音園舎

行方幼稚園 園舎が完成

